

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年6月2日)

[件名]

- 1 第1回原子力防災連絡会議について
(防災課) 1
- 2 島根原子力発電所に係る中国電力への申し入れについて
(防災課) 2
- 3 台風2号等による大雨の被害状況について
(防災課) 5

防 災 局

第1回原子力防災連絡会議について

平成23年6月2日
防 災 課

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を受け、今後の島根原子力発電所の防災体制のあり方等を検討するため、島根県、鳥取県及び関係市町による「第1回原子力防災連絡会議」が下記のとおり開催されました。

なお、この会議は、平成23年3月25日に開催された「島根原子力発電所周辺市町防災担当部長会議」において、両県、関係市町が連携し、相談しながら進めていくことを確認したことに基づき、開催されたものです。

記

- 1 開催日時 平成23年5月24日（火）午前10時30分から12時まで
- 2 開催場所 島根県原子力防災センター 3階全体会議スペース
(島根県松江市殿町52)
- 3 出席団体
島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲町、斐川町
鳥取県、米子市、境港市
- 4 協議事項
 - (1) 会議の設立趣旨等について
 - (2) 原子力防災の課題等について
 - (3) 今後の検討について
 - (4) 意見交換
- 5 協議概要
福島第一原発事故が未終息の状況において、国のEPZ拡大等防災対策の見直しは、今後、相当の時間を要すると考えられるため、島根原子力発電所から30km圏にある自治体（島根、鳥取両県、関係8市町）において、国の制度見直しを待つことなく、避難計画に関する検討等、原子力防災対策の暫定見直しを行うため、基礎データの収集、問題点の整理、情報交換等を行っていき、連携して課題等に当たっていくことを確認。
具体的な課題整理等の作業については、ワーキンググループを設置して検討していく。
- 6 今後の予定
 - 6月17日 地区別人口、人口構成等の基礎調査の取りまとめ
 - 7月以降 ワーキンググループ設置、内容検討、必要な基礎調査実施（数回）
 - 秋～年末 連絡会議開催、検討結果の取りまとめ
- 7 その他
鳥取県においては、島根県の動きに合わせながら、以下のスケジュールで避難計画策定作業を進めていく予定。
 - 4月28日 第1回プロジェクトチーム開催
 - 6月2日 ワーキンググループ立ち上げ
 - 6月上旬～ 計画策定作業開始
 - 10月頃 避難計画暫定版の完成
 - 1月頃 避難計画の完成

島根原子力発電所に係る中国電力への申し入れについて

平成23年6月2日
防 災 課

福島第一原子力発電所で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等について知事から中国電力(株)代表取締役社長へ申し入れをいたしましたので報告します。

記

○中国電力への知事からの申し入れ

(1)日 時 5月27日(金)午後1時30分から2時まで

(2)場 所 第二応接室(鳥取県庁3階)

(3)相手方 中国電力株式会社 取締役社長 山下 隆

(4) 申し入れ概要

- ① 今回の福島第一原子力発電所の事故原因について、プルサーマルの導入による影響を含めて詳細に分析、点検等を実施し、プルサーマル計画を含めた島根原子力発電所の耐震性・安全性について、徹底的に検証し、その結果を県民に情報提供すること。
- ② 県民の安全を確保するため、上記①を踏まえて、発電所施設等の津波対策、地震対策等について万全の措置を講じ、事故等による放射性物質の放出等に備えて、鳥取県内に常時の放射線等測定のためのネットワークの拡大、防災資機材等の整備を行うこと。
- ③ 県民の安全・安心を確保するため、鳥取県と安全協定を締結し、県内の関係自治体とも協定を締結すること。
- ④ 福島第一原子力発電所から30km以内の地域では避難等が指示されたこと等に鑑み、中国電力は原子力事業者の社会的責務として、EPZの範囲を見直すために、防災指針の改定や、関係隣接県の取扱いの広範囲化など、所用の措置を講ずるよう国に強く働きかけること。
- ⑤ 上記①から④までの課題を早急に解決するため、鳥取県及び関係自治体と中国電力での協議の場を設けること。

(5) 意見交換概要

平井知事から、別紙申し入れ書を山下社長に申し入れた後、意見交換を行った。

[発言要旨]

(平井知事)

- ・福島原発事故の原因が津波なのか、地震なのか分析できていない。原因の究明をお願いしたい。
- ・安全対策について県民が安心できる改善をして欲しい。安全で安心できる対策を実行して欲しい。
- ・国の趨勢を待たずに、我々の力で協定を結び、次のステージに移行していきたい。
- ・EPZは見直す必要があり、国の見直しへの協力をお願いしたい。モニタリングポストの設置、資機材の整備など、前倒しにやれることはやっていただきたい。
- ・今日の申し入れに関して、早期に協議の場を設置していただきたい。効率的に効果がある協議をし、説明責任が果たせるような協定締結をすることをメインテーマとしてやりたい。

(山下社長)

- ・福島原発事故の原因究明はまだされていない。今後とも検証し、その結果に応じて対応したい。
- ・県民の皆様にも、原子力発電に対し、心配と不安を与えることとなり、お詫び申し上げます。
- ・今回いただいた要望項目については、真摯に受け止めて真剣に検討する。
- ・今後、協議の場を設け、知事からいただいた話を念頭に、綿密に話し合い、連携のとれた協議をしていきたい。

(参考)

これまでの県の対応状況

- 3月14日 福島第一原子力発電所で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等についての申し入れ
- 4月8日 原子力発電等に関する緊急申し入れ（関西広域連合）
- 4月21日 島根原子力発電所の津波対策について現地確認。併せて津波被害を想定した訓練視察（桐林防災局副局長ほか）

島根原発の津波対策実施状況（※原子力安全保安院からも3月30日に文書指導）

- 4月22日 緊急安全対策の実施状況を国に報告。同日、本県にも報告
 - ※緊急対策等を鳥取県に随時報告（3/17, 3/24, 4/8, 4/13, 4/22, 5/2）
 - ※津波被害を想定した訓練を実施（4/7, 4/21）
- 5月6日 原子力安全保安院は、島根原発を含めた全ての原発の安全対策等について妥当と判断。ただし、中長期対策については今後の確認とのこと。
 - ※同日、菅首相は浜岡原発の運転中止を要請

中国電力株式会社 取締役社長 山下 隆 様

鳥取県知事 平井 伸治

福島第一原子力発電所で発生した事故等に伴う島根原子力発電所の安全対策等について（申入れ）

去る3月11日、東日本大震災が発生し、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の放出により、周辺の環境に重大な被害を与えており、いまだ終息に至っておりません。こうした状況は、問題の原子炉と同型の原子炉が設置されている島根原子力発電所の隣接県である当県としては、重大な事態として受け止めております。ついては、貴社に対し、島根原子力発電所に対する県民の不安解消、安全・安心の確保のため、下記の事項を要望します。

記

- 1 福島第一原子力発電所の事故原因等を踏まえた点検等の実施
今回の福島第一原子力発電所の事故原因について、プルサーマルの導入による影響を含めて詳細に分析し、安全対策の徹底のため、新たな知見に基づき点検等を実施するとともに、プルサーマル計画を含めた島根原子力発電所の耐震性・安全性について、徹底的に検証し、その結果を県民に公表すること。
- 2 安全確保のための必要な対策の実施
県民の安全を確保するため、上記1を踏まえて、発電所施設等の津波対策、地震対策等について万全の措置を講ずること。また、事故等による放射性物質の放出等に備えて、鳥取県内に常時の放射線等測定のためのネットワークを拡大するとともに、防災資機材等の整備を行うこと。
- 3 安全協定の締結
原子力発電や放射性物質等に関する正確な情報に基づく適切な避難を実施する等により、県民の安全・安心を確保するため、当県と安全協定を締結するとともに、県内の関係自治体とも協定を締結すること。
- 4 EPZ範囲見直しへの国への働きかけ
福島第一原子力発電所から30km以内の地域では避難等が指示されたこと等に鑑み、EPZの範囲を見直すために、防災指針の改定や、関係隣接県の取扱いの広範囲化など、所用の措置を講ずるよう国に強く働きかけること。
- 5 協議の場の設置
上記1から4までの課題を早急に解決するため、当県及び関係自治体と貴社での協議の場を設けること。

台風2号等による大雨の被害状況について

平成23年6月2日
防 災 課
技 術 企 画 課

台風2号等による平成23年5月29日から30日にかけての大雨の被害状況は、人的被害、住宅被害、自主避難、公共土木施設被害、農林水産業被害等が発生しました。

1 被害状況（平成23年6月1日12:00現在）

- (1) 人的被害 1名行方不明
(カニ籠漁船第78興洋丸の乗組員1名(米子市在住)が、隠岐白島崎から北方約120km沖の日本海で、海中転落) → 現在捜索活動中。
- (2) 住家被害 床下浸水2戸(鳥取市福部町湯山、三朝町太郎田) → 現在は浸水解消済
- (3) 非住家被害 なし
- (4) 避難状況 【自主避難】29日18時 鳥取市気高町酒津の1世帯(3名) → 避難先親戚宅
- (5) 公共土木施設被害 ※調査継続中
 - ア 道路 県道鳥取鹿野倉吉線(三朝町三徳地内 法面崩落)
 - 市道谷川線(鳥取市佐治町高山地内 法面崩落) [全面通行止継続中]
 - 市道丸山町7号線(鳥取市丸山町地内 法面崩落) [全面通行止継続中]
 - イ 河川 北条川(北栄町北尾地内 法面崩落)
 - 私都川(八頭町下門尾地内 護岸崩壊)
- (6) 農林水産業等被害 詳細は別紙のとおり
 - ア 農業施設 農地の一部崩壊等(岩美町ほか5箇所) 被害額2,800千円
 - イ 林業 林道の法面崩壊等(八頭町ほか10箇所) 被害額3,500千円
- (7) 学校の休校 県立高等学校10校、県立特別支援学校1校、市町村立学校11校が臨時休校

2 県の体制

- | | | |
|-------|-------|---|
| 5月29日 | 16:30 | 大雨警報発表(境港市・日吉津村を除く県全域)
→ <u>警戒体制(I)</u> |
| | 20:23 | 洪水・暴風警報発表
(洪水警報地域:鳥取地区、八頭地区、倉吉地区)
(暴風警報地域:鳥取地区、倉吉地区、米子地区) |
| 30日 | 5:13 | 大雨・暴風警報解除(大雨警報は一部解除)
(大雨警報解除地域:琴浦町、北栄町、米子市、南部町)
(暴風警報解除地域:鳥取地区、倉吉地区、米子地区) |
| | 7:35 | 大雨・洪水警報解除(大雨警報は一部解除)
(大雨警報解除地域:大山町、伯耆町、日南町)
(洪水警報解除地域:鳥取地区、八頭地区、倉吉地区) |
| | 10:20 | 県内の大雨警報解除 → 大雨注意報へ
→ <u>警戒体制(I)解除(注意体制へ移行)</u> |

【参考】主な降水量(県観測ポイント)

- ※ 降り始め(26日18時)から30日10時までの累計雨量
鳥取市佐治 219mm、若桜町春米 210mm、三朝町中津 253mm、大山町大山寺 229mm

台風2号等による大雨の被害状況について

平成23年6月2日
農 政 課
農地・水保全課
森林・林業総室

台風2号等による5月29日(日)の大雨により、県内で以下のとおり農林業関係被害が発生しています。

被害状況(5月31日(火)午後2時現在)

1 農業施設被害(被害面積及び金額は判明分のみ記載)

区分	被害内容	被害か所数・面積・延長	被害金額(千円)	備考
農 地	水田畦畔の一部崩壊、土砂流入	1か所・0.35ha	800千円	岩美町
		1か所・調査中	調査中	三朝町
		1か所・調査中	調査中	伯耆町
	畑の法面崩壊	1か所・調査中	調査中	三朝町
	小 計	4か所・0.35ha	800千円	
農業用施設	水路の法面崩壊等	1か所・12m	2,000千円	智頭町
		1か所・15m	調査中	伯耆町
	小 計	2か所・27m	2,000千円	
合 計		6か所	2,800千円	

2 林業被害

区分	被害内容	被害か所数・面積・延長	被害金額(千円)	備考
林 道	林道の法面崩壊等	1か所・12m(河合谷線)	350千円	八頭町
		1か所・5m えんだにひろせ (円谷広瀬線)	50千円	倉吉市
		1か所・10m(柿谷線) 2か所・10m かきだに (福吉木地山線)	300千円 400千円	三朝町
		2か所・20m(小鹿線) ふくよしきじやま	300千円	
		2か所・18m(南三朝線) 1か所・20m(大杉線)	500千円 200千円	
		1か所・20m(半ノ上線) はんのうえ	1,400千円	江府町
合 計		11か所・115m	3,500千円	